川原小学校いじめ防止基本方針

(令和８年３月改定)

川原小学校いじめ防止基本方針　令和８年３月改定版

学校教育目標　心豊かで活力ある子

重点目標　「思いを伝え　高め合う子」

１　いじめ防止の基本的な考え方

川原小学校では、いじめを絶対許さない、いじめを受けた児童を徹底して守るという姿勢でいじめ対策に取り組みます。

いじめは全児童に関わる問題です。いじめ防止に取り組むことは、全児童の安心した学校生活の保証につながります。全児童がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら傍観・放置することがないよう、対策を講じていきます。教育委員会、地域・家庭とも協力し合い、全校を挙げて、いじめのない学校を目指していきます。

〈いじめの定義〉

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われることを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

２　組織の設置

学校はいじめ問題に対して組織的な対応を行うために、常設の組織として中核となる「学校いじめ対策組織」を設置します。「学校いじめ対策組織」は、いじめの未然防止、早期発見、事案の対処を行うと共に、必要に応じて、基本方針の見直しや企画立案等の打ち合わせを行います。

〈学校いじめ対策組織の構成〉

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭

（SC　SSW　該当学年部職員）

３　いじめ防止等に関する取組

（１）　いじめの未然防止

（ア）あいさつあふれる学校づくり（自分づくり部）

１年間の生活のめあてとして、心が通い合う「あいさつ」や思いやりのある「言葉づかい」（ふわふわ言葉の励行）を子どもたちに呼びかけます。「いじめは絶対に許されない行為である」ことを、年間を通して児童に話していきます。

（イ）だれもが分かる授業を目指して（学びづくり部）

子どもたちができた・分かった喜びを得ることのできる授業を保証し、自己肯定感を高めます。

（ウ）子どもの自主的活動への支援（仲間づくり部）

委員会活動や学級活動を通して、子どもたちが学校生活をより良いものにしようと企画・運営することを支援し、自己有用感を高めます。

（エ）キャリアパスポートの作成

キャリアパスポートを全児童が持ち、目標やふり返り、日々の生活の記録を記したシートを保管することで、自分の頑張りや良さ、成長に気づかせ、自己肯定感を高めます。

（オ）情報モラル教育の推進

発達段階に応じて、情報モラルについて指導を行います。

（カ）いじめ防止への広報啓発活動

学校だよりや学年だより、学校ホームページ、懇談会等でいじめ防止の重要性及び相談制度等の広報を行います。

（キ）教職員の資質向上に向けた研修の実施

校内研修や主任者会、三部会、職員会議等の時間にいじめ防止に向けた研修を行い、いじめの未然防止策や実際に起きたいじめの事例等を学びます。

発達障害を含む障害のある児童が関わるいじめは、「サポートプラン」を活用してその子の特性や発達の経過を理解し、適切な指導を行います。

（ク）コミュニティ・スクール（以下ＣＳ）を活用した防止活動

必要に応じて学校運営協議会で児童の様子を報告し、情報の共有をします。また、いじめの未然防止に向けた改善策を検討します。

【年間行動計画】

S／月		具体的な行動計画
第１ステージ	4 5 6 7	・職員会議（いじめ防止基本方針の確認） ・学校いじめ対策組織（主任者会） ・個人情報の収集 ・希望面談 ・子どもを語る会 ・生活アンケート① ・学校いじめ対策組織（主任者会） ・職員会議 ・学校いじめ対策組織（主任者会） ・校内研修
第２ステージ	8 9 １０ １１ １２	 ・学校いじめ対策組織（主任者会） ・生活アンケート② ・保護者面談 ・学校いじめ対策組織（主任者会） ・職員会議 ・学校評価アンケート
第３ステージ	1 2 3	・学校いじめ対策組織（主任者会） ・生活アンケート③

※１年間を通じて毎週の打ち合わせ時に、子どもの情報交換を随時行います。

（２）いじめの早期発見

（ア）子どもの実態把握

①子どもの見守り・観察

教職員は、児童の表情、態度、言動、友だち関係、日記等から子どもの気になる言動を見逃さず、いじめの早期発見に努めます。

②「生活アンケート」の実施

「生活アンケート：悩み事に関する調べ」を年３回行います。いじめの悩みについては「学校いじめ対策組織」で対応を協議し、迅速かつ的確に対応します。対応の結果を教育委員会に報告します。

③学校体制での取り組みの確認と情報共有

毎週の打ち合わせで、配慮の必要な子どもの様子について生徒指導主任を中心に連絡し合い、情報共有を確実に行います。

④子どもが自由に発信できる投書箱の設置

児童がいつでも安心して自分の気持ちを訴えたり、相談したりできるような相談箱を設置します。

⑤相談への迅速な対応

子どもからの相談に対しては、最優先で迅速に対応します。

（イ）相談体制の整備

ＳＣ、ＳＳＷと連携し、保護者や児童が悩みを相談できる体制の整備をします。

（ウ）保護者との連携

気になる言動があった時には、すぐに学校に相談してもらうように保護者に働きかけます。相談や訴えがあった場合には、迅速かつ的確に対応します。

（エ）地域との連携

ＣＳの取り組みとして、地域の方に「見まもり隊」カードを首にかけ、子どもの様子を見守ったり声をかけてもらったりします。気になる言動は、学校に知らせてもらいます。

（３）　いじめの適切な対処

（ア）いじめ（疑いを含む）の報告

いじめ（疑いを含む）を発見したり、通報、相談を受けたりした教職員は、いじめの一報用紙に記し、「学校いじめ対策組織」に報告し組織で対応します。

＜組織及び対応については別紙参照＞

（イ）学校いじめ対策組織の対応

①事実確認と状況の把握

いじめを受けた児童、いじめを行った児童、周りの児童、いじめを受けた児童の保護者それぞれに対して、複数の教職員で記録をしながら聞き取ります。その後、情報をすり合わせて整理し、いじめか否かを判断します。

②いじめを受けた子どもへの支援と心のケア

いじめを受けた児童が安心して学校生活を送ることができるよう、全力で守り通すという教師側の姿勢といつでも相談できる体制（受容的・共感的）にあることを伝えます。必要に応じて心理、福祉等の専門家の協力を得て、相談体制を整備します。

③いじめを行った児童への指導

言い分を十分に聞きながら、自分の言動を振り返らせ、いじめに対して反省の思いをもてるよう、粘り強く指導を行います。

④保護者への対応

保護者の話を共感的態度で傾聴し、双方の保護者と情報を共有します。いじめを受けた児童の保護者には進捗状況を小まめに伝えます。いじめを行った児童の保護者には、いじめを受けた児童と保護者の気持ち、その後の対応（謝罪など）を伝えます。

⑤周囲の子どもへの指導

いじめを受けた児童及びその保護者の要望を聞き、その要望に沿った形で指導内容と指導時期、指導対象等の指導計画を立て、了解を得てから実施します。

（ウ）いじめの解消

いじめは謝罪をもって解消したと安易に考えることのないようにします。下記の２つの要件が満たされている必要があります。

①いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対するいじめが止んでいる状態が相当の期間（少なくとも３カ月を目安とする）が経過するまでは、いじめを受けた児童と行った児童の様子を注視し、期間が経過した段階で判断します。

②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、面接等により、心身の苦痛を感じていないかを確認します。

その後も、再発防止のために、いじめを受けた児童と行った児童について、継続的に注意深く観察します。

（４）関係機関との連携

いじめが確認されたときに、状況により教育委員会、地域の児童民生委員、警察署、児童相談所等と連携し対応します。

４　重大事態への対処

（１）重大事態の報告

重大事態が発生した場合、教育委員会と連携し対応します。

（２）調査の実施

（ア）教育委員会と相談の上、学校いじめ対策組織が調査します。

（イ）大事態に至る要因になったいじめ行為が、いつ、だれによって、どのようにあったか、その背景や学校の対応など事実関係を可能な限り網羅的に調査します。

（３）調査結果の報告及び情報提供

（ア）調査結果は、教育委員会を通じて市長に報告します。

（イ）いじめを受けた児童及び保護者に対して、関係者のプライバシーに十分配慮し、適切に情報提供を行います。

５　学校の取り組みに対する検証・見直し

（１）いじめに関する調査や保護者への学校評価アンケートを実施し、「学校いじめ対策組織」に関する検証を行います。

（２）学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、ＰＤＣＡサイクルを確立させ、実効性のある取組になるよう改善していきます。

【いじめ防止・対応に向けた校内組織体制】

